

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年2月17日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第2号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 損害賠償額の決定について

市は、災害復旧工事に係る工事請負契約解除に伴う損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成28年2月1日専決

亀岡市長 桂川 孝裕

### 記

- 1 損害賠償の額 51,367円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市馬路町小米田29  
株式会社 匠建  
代表取締役 前田 正信

### 3 損害の概要

平成25年発生農地災害復旧工事に係る請負契約を相手方と締結したが、工事対象の農地関係者から事業廃止の届出があり、工事を施工せず、請負契約を解除したため、その時点までの書類作成、現場立会い等に係る費用負担が発生した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 51,367円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市馬路町小米田29  
株式会社 匠建  
代表取締役 前田 正信

### 3 損害の概要

平成25年発生農地災害復旧工事に係る請負契約を相手方と締結したが、工事対象の農地関係者から事業廃止の届出があり、工事を施工せず、請負契約を解除したため、その時点までの書類作成、現場立会い等に係る費用負担が発生した。